

生活保護法

指定医療機関・指定施術者の手引き

【指定医療機関とは】

生活保護法による医療扶助、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による医療給付を担当するために、都道府県知事(指定都市の市長)が指定した病院、診療所(これらに準ずるものとして健康保険法第88条第1に規定する指定訪問看護事業者を含む)若しくは薬局です。

【指定施術者とは】

生活保護法による医療扶助、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による医療給付を担当するために、都道府県知事(指定都市の市長)が指定した柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師、はり・きゅう師です。

※本書において、都道府県知事は新潟県知事(以下「知事」という。)、指定都市の市長は新潟市長(以下「市長」という。)と規定する。

新潟県

〒951-8570 新潟市中央区新光町4番地1
福祉保健総務課(電話 025-280-5179)

新潟市

〒951-8550 新潟市中央区学校町通1番町602番地1
福祉総務課(電話 025-226-1178)

<令和4年3月更新>

目次	
第1 生活保護制度の概要	4
1 生活保護とは	4
2 保護の種類	4
3 保護の実施機関	5
第2 中国残留邦人等に対する支援給付金制度の概要	5
第3 医療扶助の内容	5
1 給付範囲	5
2 指定医療機関の診療方針及び診療報酬	5
3 薬局における調剤	6
4 治療材料の取扱い	6
5 移送の取扱い	8
第4 医療扶助の申請から決定まで	9
1 医療扶助の申請(図1の①)	9
2 医療の要否の確認(図1の②)	9
3 医療扶助の決定(図1の③)	10
4 医療券等の発行(図1の④)	10
5 診療報酬の請求(図2の⑤⑥)	10
第5 医療機関の指定	11
1 医療機関の指定の手続き	11
2 指定基準	11
3 指定の通知	11
4 指定医療機関に対する指導	12
5 指定医療機関の更新の手続き	12
6 指定医療機関の変更等の手続き	12
第6 施術について	14
1 施術者の指定の手続き	14
2 指定基準	14
3 指定の通知	14
4 施術者の変更等の手続き	15
5 施術の給付内容	16
第7 指定医療機関の義務	17
1 医療担当	17
2 診療報酬	17
3 指導等	17
4 届出	17

5 標示	18
第8 その他の事項	18
1 福祉事務所による主治医訪問について	18
2 休日、夜間等の緊急時の受診について.....	18
3 社会保険・自立支援医療等の他方の優先について.....	18
4 文書料等について.....	19

【参考】

厚生労働省法令等データベースサービス

<https://www.mhlw.go.jp/hourei/html/hourei/search1.html>

○指定医療機関医療担当規程

○生活保護法第52条第2項の規定による診療方針及び診療報酬

第1. 生活保護制度の概要

1 生活保護とは

生活保護制度は、憲法第25条に規定する理念にもとづき、その困窮の程度に応じて、必要な保護を行い、最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的としています。

生活保護制度の運用にあたり、生活保護法は、次のような基本原理・原則を規定しています。

(法：生活保護法)

基本原理・原則		説明
基本原理	法の目的 (法第1条)	困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的としています。
	無差別平等 (法第2条)	すべての国民は、法の定める要件を満たす限り、法による保護を無差別平等に受けることができます。
	最低生活 (法第3条)	法により保障されている最低限度の生活は、健康で文化的な生活水準を維持することができるものでなければならないとし、具体的な保障は厚生労働大臣が定める基準に即して行われています。
	保護の補足性 (法第4条)	保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他のあらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われます。他の法律に定める扶助は生活保護に優先して行われなければなりません。
基本原則	申請保護 (法第7条)	保護は、要保護者、その扶養義務者、またはその他の同居の親族の申請に基づいて開始されます。 ただし、要保護者が急迫した状況にある時は、保護の申請がなくても必要な保護を行う場合があります。
	基準及び程度 (法第8条)	保護の基準は、厚生労働大臣が定めます。保護は、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとされ、最低限度の生活の需要を満たすに十分であって、且つ、これをこえないものでなければなりません。
	必要即応 (法第9条)	保護は、要保護者の年齢、健康状態といった個々の事情を考慮して行われます。
	世帯単位 (法第10条)	保護は世帯を単位として行われています。ただし、これによりがたいときに個人を単位とすることもあります。

2 保護の種類

生活保護はその内容によって、生活扶助、教育扶助、住宅扶助、医療扶助、介護扶助、出産扶助、生業扶助、葬祭扶助の8種類です。それぞれの扶助は、2種類以上同時に支給される場合もあれば、医療扶助のみ支給される場合もあります。

3 保護の実施機関

原則として、要保護者の居住地（居住地がないか、または明らかでないものについては現所在地）の福祉事務所（生活保護担当課。以下同じ。）が生活保護を実施しています。

第2. 中国残留邦人等に対する支援給付金制度の概要

この制度は、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（以下「中国残留邦人等支援法」という。）に基づき、先の大戦に起因して生じた混乱等により、本邦に引き揚げることができず、引き続き本邦以外の地域に居住することを余儀なくされた中国残留邦人等を対象に、平成20年4月1日から実施されている制度です。

中国残留邦人等に対して、老齢基礎年金を満額支給してもなお生活の安定が十分に図れない場合に、その中国残留邦人等及びその配偶者に支給されるものです。支援給付金は中国残留邦人等支援法第14条第4項の規定に基づき、生活保護法に準じた取り扱いとなります。

中国残留邦人等支援法の医療支援給付のための診療や施術を担当する機関は、生活保護同様、指定を受けることとされています。そのため、平成20年4月以降、生活保護法指定申請書は中国残留邦人等支援法の医療支援給付の申請書を兼ねています。

第3. 医療扶助の内容

1 給付範囲

- (1) 診察
- (2) 薬剤又は治療材料
- (3) 医学的処置、手術及びその他の治療並びに施術
- (4) 居宅における療養上の管理及びその療養に伴う世話その他の看護
- (5) 病院又は診療所への入院
- (6) 移送

2 指定医療機関の診療方針及び診療報酬

診療方針・診療報酬は国民健康保険の例によることとされています。

ただし、75歳以上の者及び65歳以上75歳未満の者であって高齢者の医療の確保に関する法律施行令別表に定める程度の障害の状態にある者の診療方針及び診療報酬は、高齢者の医

療の確保に関する法律の診療方針及び診療報酬の例によります。

また、生活保護には、次のような例外の取扱いもあります。

例 外 の 取 扱 い	保 険 外 併 用 療 養 費	一部(入院期間が 180 日を超えた場合の長期入院選定療養費)を除き、認められていません。(例えば、治験や治薬を行った際の診療報酬の請求、特別の療養環境の提供(差額ベッドを利用する患者の入院医療費等)は認められていません。)
	歯科診療	補てつ材料に金合金(14 カラット以上)を使用することは認められません。

また、生活保護の補足性(1. 生活保護とは「基本原理」参照)から、他法他施策の活用が優先になり、障害者総合支援法(精神通院医療や更生医療など)、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律など、他の法律又は制度による援助を受けることができる場合は優先活用する必要があります。

3 薬局における調剤

医療扶助を申請した要保護者から、診療の給付と同時に指定薬局による調剤の給付の申出があった場合には、医療券と同時に調剤券を発行します。

指定医療機関は処方せんを発行すべき場合には、保険医療機関及び保険医療養担当規則(昭和32年厚生省令第15号)第23条に規定する様式に必要事項を記載して発行してください。

指定薬局は、調剤録(または調剤済処方せん)に次の事項を記入し、保管してください。

- (1) 薬剤師法施行規則第16条に規定する事項
- (2) 調剤券を発行した福祉事務所名
- (3) 当該薬局で調剤した薬剤について処方せんに記載してある用量、既調剤量及び使用期間
- (4) 当該薬局で調剤した薬剤についての薬剤価格、調剤手数料、請求金額、社保負担額、他法負担額及び本人支払額

※ 後発医薬品の使用促進について

法改正に伴い、平成 30 年 10 月 1 日より生活保護においては、医師が後発医薬品の使用が可能であると判断した場合には、原則として後発医薬品を使用していただくことになりました。

4 治療材料の取扱い

要保護者から治療材料の給付(貸与及び修理を含む。以下同じ。)の申請を受けた福祉事務所長は、次項に掲げる材料の範囲において、給付可否意見書(治療材料)を発行し、指定医療機関及び取扱業者から所要事項の記入を受け、その可否を判断します。

給付可否意見書(治療材料)に基づき、治療材料の給付を必要と認めるときは、福祉事務所は

治療材料券・治療材料費請求明細書を発行しますので、福祉事務所に直接請求してください。

治療材料は、必要最小限度のものを原則、現物で給付します。ただし、一般診療報酬額の算定方法により支給できる場合及び他法により給付される場合等には、治療材料の給付はできません。

種類		金額
国民健康保険の療養費の支給対象となる治療用装具及び輸血用生血		国民健康保険の療養費の例による
例示品目	尿中糖半定量検査用試験紙	必要最小限度の実費額
	義肢、歩行補助つえ、装具眼鏡(コンタクトレンズ含む)、ストーマ用装具、収尿器、吸引器、ネブライザー(噴射薬液吸入器)	基準額以内※

基準額：障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(以下「障害者総合支援法」という。)に基づく補装具の種目、購入又は修理に要する費用の額の算定等に関する基準(平成 18 年 9 月 29 日厚生労働省告示第 528 号)の別表に定める額の 100 分の 106 に相当する額以内の額(1円未満の端数は切り捨て処理)。

(1) 給付方針

ア 国民健康保険の療養費の支給対象となる治療用装具及び輸血に使用する生血は、その例により現物給付とします。また、次に掲げる材料の範囲においては、必要最小限度の機能を有するものを、原則として現物給付によって行います。ただし、吸引器及びネブライザーについては、現物給付に限ります。

義肢、装具、眼鏡、収尿器、ストーマ装具、歩行補助つえ、尿中糖半定量検査用試験紙、吸引器及びネブライザー

イ アに掲げる材料については、次によります。

- ① 義肢、装具、眼鏡、収尿器、ストーマ装具及び歩行補助つえについては、障害者総合支援法の規定に基づく補装具の購入若しくは修理又は日常生活上の便宜を図るため用具の給付若しくは貸与を受けることができない場合であること。さらに、歩行補助つえについては、前記の他、介護保険法又は生活保護法の規定に基づく福祉用具の貸与を受けることができない場合であること。
- ② 義肢、装具、眼鏡、収尿器、ストーマ用装具及び歩行補助つえについては、治療等の一環としてこれを必要とする真にやむを得ない事由が認められる場合に限ること。
- ③ 尿中糖半定量検査用試験紙は、現に糖尿病患者であって、医師が食事療法に必要と認めた場合に限り、必要最小限度の量を給付することができるものであること。
- ④ 吸引器は、喉頭腫瘍で喉頭を摘出した患者等の気管内に分泌物が貯留し、その自力排泄が困難な者を対象とし、病状が安定しており、社会復帰の観点から吸引器使用による自宅療養のほうがより効果的であり、当該材料を給付しなければ、吸引器による処置のために入院が必要である場合に限ること。また、器具の使用に習熟していることが必要であること。

- ⑤ ネブライザーは、呼吸器等疾病に罹患し、社会復帰の観点から当該材料の使用による在宅療養がより効果的である者であって、当該材料を給付しなければ、ネブライザーによる処置のために入院が必要である場合に限ること。なお、装置の使用に習熟していることが必要であり、通院による処置対応が可能な者については除くこと。

(2) 費用

- ア 国民健康保険の療養費の例による。なお、義肢、装具、眼鏡及び歩行補助つえ(つえを除く。)については、障害者総合支援法に基づく補装具の種目、購入又は修理に要する費用の額の算定等に関する基準(平成18年9月29日厚生労働省告示第528号)の別表に定める額の100分の106に相当する額以内の額(1円未満の端数は切り捨て処理)。
- イ 真にやむを得ない事情により①の基準の額を超えて給付する必要がある場合又は、尿中糖半定量検査用試験紙、吸引器、ネブライザー、収尿器、ストーマ装具若しくは歩行補助つえ(つえに限る。)を給付する場合の費用については、当該材料の購入、貸与又は修理に必要な最小限度の実費とする。

※ 治療材料と消費税の関係について

消費税法第6条非課税の別表第1により生活保護法の規定に基づく医療扶助のための医療の給付及び医療扶助のための金銭給付に係る医療はすべて非課税となるため、治療材料は非課税となる。

5 移送の取扱い

移送の給付については、個別にその内容を審査し、次に掲げる範囲の移送について給付を行うものとします。

- ・給付については、療養に必要な最小限度の日数に限り、傷病等の状態に応じて経済的かつ合理的な経路及び交通手段によって行うものであること。
- ・経済的かつ合理的な経路及び交通手段についての判断に当たっては、同一の病態にある当該地域の他の患者との均衡を失わないものであること。

事前の申請が原則となりますので、要保護者から医療機関に相談があった場合は福祉事務所にご連絡ください。支給には領収書等の提出が必要になります。

※ 給付要否意見書について

移送の必要性を確認するため、福祉事務所から給付要否意見書への記載を依頼しますので、お手数ですがご協力をお願いします。

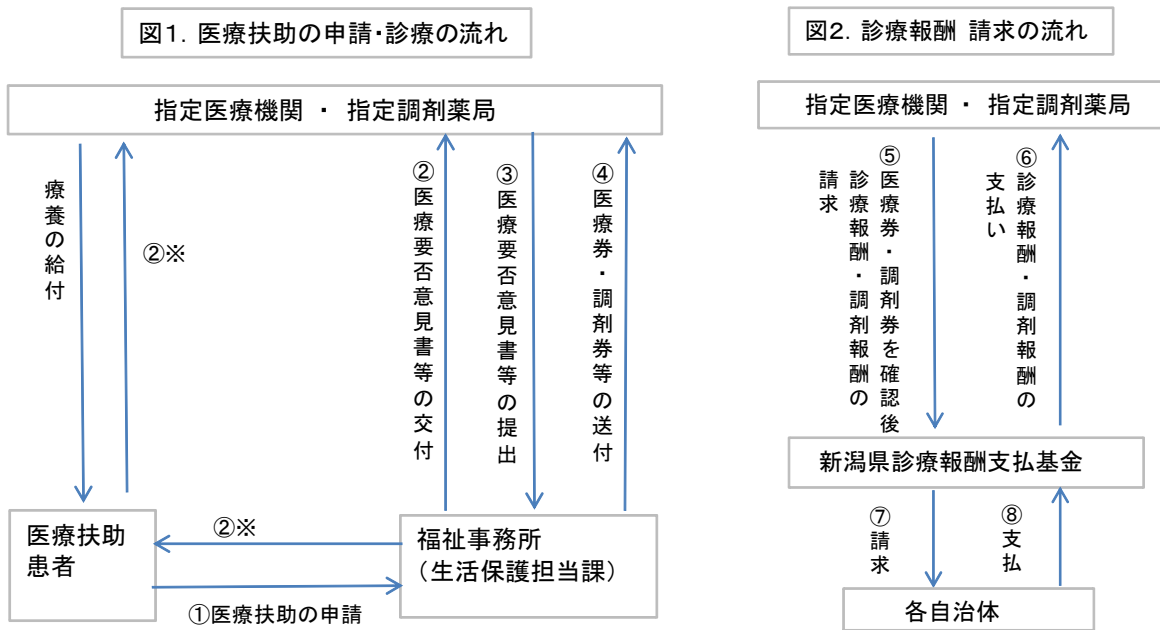
※ 通院証明書について

移送費の支給にあたり、通院日を確認するため、福祉事務所から通院証明書への記載を依頼しますので、ご協力をお願いします。

第4. 医療扶助の申請から決定まで

医療扶助が申請されてから診療報酬の支払いまで一般的な事務手続きは次のとおりです。

(※施術及び治療材料の支払いは支払基金を経由せず、各福祉事務所からの直接払いになりますので、ここでご説明する流れとは異なります。治療材料については「第3の4 治療材料の取扱い」、施術については「第6 施術について」をご参照ください。)



※②福祉事務所が発行した医療要否意見書等を本人が医療機関に提出する場合

1 医療扶助の申請(図1の①)

医療扶助を受けたい患者は、まず福祉事務所長に対して保護の申請をする必要があります。

しかし、急迫した状況にある場合は、例外として保護の申請がなくても職権により保護が行われることがあります。

医療扶助の申請は、原則として被保護者本人が保護申請又は保護変更申請書(傷病届)(以下「傷病届」という。)を提出して行います。

2 医療の要否の確認(図1の②)

(1) 申請を受けた福祉事務所長は、医療扶助を行う必要があるか否かを判断する資料にするため、「医療要否意見書」を交付し、指定医療機関から意見を徴して医療の要否を確認します。医療機関から返送されませんと、医療券をお送りすることができません。

また、継続して受診する患者についても、定期的に福祉事務所から送付する「医療要否意見書(継続)」へ病状等について記入していただく必要があります。

なお、指定医療機関担当規程第7条に基づき、無償の作成となります。

- (2) すでに生活保護を受給中の者で医療の必要性が明白に認められる時(風邪、歯痛等の軽い疾病の場合に限る。)は、医療要否意見書の提出を求めることなく被保護者の「保護変更申請書(傷病届)」により医療扶助の決定(変更)を行ったうえで医療券が発行されます。

3 医療扶助の決定(図1の③)

福祉事務所が指定医療機関から提出された医療要否意見書等を検討し、医療の要否及び他法(例えば、感染症予防法、障害者総合支援法による自立支援医療など)の適用の可否について検討したうえで、医療扶助の決定を行います。

4 医療券等の発行(図1の④)

1～3を経て医療扶助が決定された場合は、必要とする医療の種類(入院、入院外、訪問看護、歯科、調剤等)により必要な医療券や調剤券、施術券(請求書)等が発行されます。

医療券は暦月を単位として発行され、有効期間が記載されていますので、これを確認のうえ診療にあたってください。

5 診療報酬の請求(図2の⑤⑥)

(1) 福祉事務所が発行する医療券・調剤券(氏名・公費負担者番号・公費受給者番号等をお知らせするもの)がお手元に届きましたら、必要な事項を、健康保険用の診療報酬明細書に転記し、社会保険診療報酬支払基金新潟県支部に請求してください。診療報酬の支払い時期及び支払方法については健康保険と同様です。

(2) 医療扶助と健康保険または他の公費負担医療との併用の資格を持つ方についても、健康保険用の診療報酬明細書を用いて診療報酬支払基金に請求をします。診療報酬明細書には、健康保険等の記号保険者番号、被保険者番号(他の公費負担医療の場合は公費負担者番号・公費受給者番号)を転記するほか、生活保護の公費負担者番号・公費受給者番号等を医療券・調剤券から転記してください。

(3) 医療券の「本人支払額」欄は、福祉事務所で医療券を発行する際に記入しますので、本人支払額の記載がある場合には直接要保護者から徴収してください。「本人支払額」を診療報酬明細書の「一部負担金額」欄に転記して社会保険診療報酬支払基金に請求してください。

(4) 福祉事務所で発行した医療券及び調剤券は、請求後5年間は保管してください。

(5) 医療扶助を受けようとする患者が他法の資格を有する場合であって、誤って医療扶助単独で請求をされた場合は支払基金へ再審査請求を行いますのでご了承ください。

※ 施術の給付決定後の請求方法等については「第6 施術について」の「施術の給付内容について」をご確認ください。

第5. 医療機関の指定

1 医療機関の指定の手続き

新たに指定を受けようとする医療機関は、指定申請書及び誓約書に所定の事項を記載し、以下のとおり事業所の所在地の生活保護担当課へ提出してください。

新潟市内にある事業所…福祉事務所または福祉総務課
新潟市以外の市内にある事業所…各市の福祉事務所
町村内にある事業所…所管の県地域振興局健康福祉(環境)部担当課(※)

※ 提出先となる地域振興局と担当課

- ・ 粟島浦村、関川村、聖籠町…新発田地域振興局 健康福祉環境部 地域福祉課
- ・ 阿賀町…新潟地域振興局 健康福祉部 総務福祉課
- ・ 田上町、弥彦村…三条地域振興局 健康福祉環境部 地域福祉課
- ・ 出雲崎町、刈羽村…長岡地域振興局 健康福祉環境部 地域福祉課
- ・ 津南町、湯沢町…南魚沼地域振興局 健康福祉環境部 地域福祉課

2 指定基準

生活保護法による指定医療機関は、次の要件を満たす場合に知事又は市長が指定します。

(1) 生活保護法第49条の2第2項各号(欠格事由)のいずれにも該当しないこと

(欠格事由の例)

- ・当該申請に係る医療機関が健康保険法に規定する保険医療機関又は保険薬局でないとき
- ・開設者が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき
- ・開設者が、指定医療機関の指定を取り消され、その取消しの日から起算して5年を経過しないものであるとき
- ・開設者が、指定の取消しの処分に係る通知があった日から当該処分をする日までの間に指定の辞退の申出をした者で、当該申出の日から起算して5年を経過しないものであるとき

(2) 医療扶助に基づく医療等について理解を有していると認められること

(3) 感染症予防法第37条の2に規定する内容の医療を行う医療機関にあつては、同法第38条第1項の規定による指定を受けていること

ただし、生活保護法第49条の2第3項各号のいずれかに該当する医療機関については、生活保護法により指定を行わない場合があります。

3 指定の通知

知事又は市長は医療機関を指定したときは、申請者に指定通知書を交付するとともに、その旨を新潟県報登載又は新潟市掲示板により告示します。

4 指定医療機関に対する指導

指定医療機関については、被保護者に対する医療の提供状況について、懇談形式で指導させていただくことがあります。実施にあたっては、事前に日程調整をさせていただき、文書で通知いたしますのでご協力をお願いします。

5 指定医療機関の更新の手続き

生活保護法による医療機関の指定は、6年ごとに更新が必要です。(生活保護法第49条の3)

更新申請が必要な医療機関に対しては、有効期間終了前に書面でご案内しますので、申請手続きを行ってください。

医療機関の種別	更新	備考
病院・有床診療所	申請要	
診療所・薬局・訪問看護事業所	申請要	
診療所・薬局のうち、生活保護法第49条の3第4項(*2)の規定の医療機関	申請不要	指定の有効期限の前6月から前3月の間に、別段の申出がないときは、申請があったものとみなし、更新を行います。

(*2) 生活保護法第49条の3第4項の規定の医療機関とは

- ・医師、歯科医師又は薬剤師の開設する指定医療機関であって、その指定を受けた日から概ね引き続き当該開設者である医師、歯科医師若しくは薬剤師のみが診療若しくは調剤に従事しているもの
- ・医師、歯科医師又は薬剤師の開設する指定医療機関であって、その指定を受けた日から概ね引き続き当該開設者である医師、歯科医師若しくは薬剤師及びそのものと同一の世帯に属する配偶者、直系血族若しくは兄弟姉妹である医師、歯科医師若しくは薬剤師のみが診療若しくは調剤に従事しているもの

※開設者が法人の場合は、上記の医療機関には該当しませんので、必ず6年ごとの更新が必要となります。

6 指定医療機関の変更等の手続き

次頁のような変更が生じた場合は、届出書を提出してください。

(生活保護法第49条、第50条の2、第51条、生活保護法施行規則第14条及び第15条)

生活保護法・中国残留邦人等支援法による医療機関の申請・届出のご案内

下記のような変更が生じた場合は、届出書の提出が必要です。

	届出を要する事項	指定申請	誓約書	廃止届	変更届	備考
新規	病院・診療所・薬局または訪問看護ステーションが新たに生活保護法による指定を受ける場合（※）	○	○			
すでに指定を受けている場合	(1) 開設者が変更した場合[法人⇔個人、親⇔子、個人⇔個人 医療法人⇔社会福祉法人（法人の種類の変更）等]	○	○	○		医療機関コードが変更になる場合は、旧コードを廃止届、新コードによる指定申請が必要です。
	(2) 医療機関の種類が変更した場合[診療所⇔病院]					
	(3) 移転した場合（訪問看護ステーションは除く）					
	(1) 指定医療機関に関する変更 ・ 名称の変更 ・ 住居表示による変更、地番整理による変更					○ 医療機関コードの変更を伴わないものは変更届になります。
	(2) 開設者に関する変更 ・ 氏名の変更（法人の場合は法人名称） ・ 住所の変更（法人の場合は主たる事務所の所在地）					
	(3) 管理者に関する変更 ・ 氏名の変更 ・ 住所の変更 ・ 管理者の交代					
	(4) 訪問看護ステーションが新潟市内で移転した場合					
	(1) 指定医療機関の開設者が業務を廃止した場合					○
	(2) 指定医療機関の開設者が死亡あるいは失踪の宣告を受けた場合					
	(3) 天災、火災等により、指定医療機関の建物または設備の相当部分が滅失または破壊した場合					
(4) 医療機関、訪問看護ステーションが新潟市外へ移転する場合 （移転先の都道府県又は政令市で改めて指定申請が必要です）						
(1) 建物の一部改築のため (2) 勤務医等の不足のため (3) その他	} 一時的に休止する場合				休 止 届	
・ 休止した指定医療機関を再開した場合					再 開 届	
・ 医療法等により開設許可の取消や施設の使用制限等の処分を受けた場合					処 分 届	
・ 指定医療機関の指定を辞退しようとする場合					辞 退 届	30日以上の予告期間が必要です。

【提出先】

新潟市内にある事業所…福祉事務所または福祉総務課
 新潟市以外の市内にある事業所…各市の福祉事務所
 町村内にある事業所…所管の県地域振興局健康福祉（環境）部地域福祉課

【届出書類】

福祉事務所及び上記担当課に備え付けてあるほか、ホームページよりダウンロードできます。
 新潟市内の事業所…新潟市ホームページ（トップページ画面下の【事業者の方へ】「電子申請様式ダウンロード」をクリック。
 「申請・届出の総合窓口」からキーワード検索で「生活保護 医療」と検索。）
 新潟市以外の事業所…新潟県ホームページ（トップページ画面上のキーワード検索で「生活保護法指定医療機関」と検索。）

第6. 施術について

1 施術者の指定の手続き

新たに指定を受けようとする施術者は、指定申請書及び誓約書に所定の事項を記載し、以下のとおり、該当する提出先に提出してください。

柔道整復、あん摩・マッサージ指圧、はり・きゅうの指定は施術者ごとの指定になります。

複数の施術者が勤務する施術所については、施術者ごとに指定申請を行う必要があります。

指定更新の手続きは不要です。

施術所の所在地	施術者の居住地	開設者	提出先
新潟市	新潟市		新潟市福祉総務課
	新潟市以外の市	開設者である	新潟市福祉総務課
		開設者ではない	施術者が居住する市の生活保護担当課
	町村	開設者である	新潟市福祉総務課
開設者ではない		施術者が居住する町村を所管する県地域振興局	
新潟市以外の市	新潟市	開設者である	施術所が所在する市の生活保護担当課
		開設者ではない	新潟市福祉総務課
	新潟市以外の市	開設者である	施術所が所在する市の生活保護担当課
		開設者ではない	施術者が居住する市の生活保護担当課
	町村	開設者である	施術所が所在する市の生活保護担当課
		開設者ではない	施術者が居住する町村を所管する県地域振興局
町村	新潟市	開設者である	施術所が所在する町村を所管する県地域振興局
		開設者ではない	新潟市福祉総務課
	新潟市以外の市	開設者である	施術所が所在する町村を所管する県地域振興局
		開設者ではない	施術者が居住する市の生活保護担当課
	町村	開設者である	施術所が所在する町村を所管する県地域振興局
		開設者ではない	施術者が居住する町村を所管する県地域振興局

※各町村を所管する地域振興局と担当部署

- ・ 粟島浦村、関川村、聖籠町⇒新発田地域振興局 健康福祉環境部 地域福祉課
- ・ 阿賀町⇒新潟地域振興局 健康福祉部 総務福祉課
- ・ 田上町、弥彦村⇒三条地域振興局 健康福祉環境部 地域福祉課
- ・ 出雲崎町、刈羽村⇒長岡地域振興局 健康福祉環境部 地域福祉課
- ・ 津南町、湯沢町⇒南魚沼地域振興局 健康福祉環境部 地域福祉課

2 選定基準

生活保護法による指定施術者は、次の要件を満たす場合に知事又は市長が指定します。

- (1) 「第5 指定医療機関の申請」の「2 指定医療機関の指定基準」の記載内容が指定施術機関に準用されます。
- (2) 柔道整復師、あん摩・マッサージ指圧師、はり・きゅう指圧師の免許証を交付されていることが必要です。
- (3) 施術所を開設している場合は開設を届け出ていることが必要です。

3 指定の通知

知事又は市長は施術者を指定したときは、申請者に指定通知書を交付するとともに、その旨を新潟県報登載又は新潟市掲示板により告示します。

4 施術者の変更等の手続き

下記のような変更が生じた場合は、届出書を提出してください。

(生活保護法第55条の2で準用する第50条の2、生活保護法施行規則第14条及び第15条)

生活保護法・中国残留邦人等支援法による施術機関の申請・届出のご案内

下記のような事項が生じた場合は、届出書の提出が必要です。

※施術機関の指定は、施術者ごと、種別ごとの指定となります。

届出を要する事項		指定申請	誓約書	廃止届	変更届	添付書類
新規申請	① 下記団体に加入している施術者が指定を受ける場合 ・柔道整復師 …新潟県柔道整復師会 ・あん摩マッサージ指圧師、はり・きゆう師 …新潟県鍼灸マッサージ師会	○	○			施術者の免許証の写
	② ①の団体に加入していない施術者が指定を受ける場合 ※指定には個別契約が必要となります。申請書及び添付書類をご持参下さい。	○	○			・施術者の免許証の写 ・施術所の開設届の写 ・施術者の身分証明書の写 (運転免許証, 身体障害者手帳等顔写真付きのもの)
すでに指定を受けている場合	・施術者の居住地の変更(転居)	○	○	○		
	・施術所の名称や所在地の変更					
	・施術者の氏名の変更(苗字の変更等)				○	
	・指定施術者の居住地が地番整理等により変更された場合					
	・指定施術者が業務を中止した場合			○		
	・指定施術者が死亡した場合			○		
	・諸事情により、当該業務を休止した場合					休 止 届
	・業務を休止した施術者が業務を再開した場合					再 開 届
・指定施術者が他法による処分を受けた場合					処 分 届	
・生活保護法及び中国残留邦人等支援法による指定を辞退する場合(30日以上予告期間が必要です。)					辞 退 届	

【届出書類】

福祉事務所及び上記担当課に備え付けてあるほか、ホームページよりダウンロードできます。

新潟市内の事業所・・・新潟市ホームページ (トップページ画面下の【事業者の方へ】「電子申請様式ダウンロード」をクリック。)

新潟市以外の事業所・・・新潟県ホームページ(トップページ画面上のキーワード検索で「生活保護法指定施術機関」と検索。)

「申請・届出の総合窓口」からキーワード検索で「生活保護 医療」と検索。)

5 施術の給付内容

- (1) 給付の範囲は、柔道整復、あん摩・マッサージ指圧、はり・きゅうであり、必要最小限度の施術を原則としています。

※はり・きゅうについて

慢性病であって、医師による適当な治療手段がないものを対象としますが、指定医療機関の医療の給付が行われている期間は、その疾病にかかる施術は給付の対象とはなりません。

※あん摩・マッサージ指圧について

投薬その他の治療によって効果がなく、施術が不可欠である場合に限り認められます。

- (2) 福祉事務所は、給付可否意見書により指定施術機関から意見を求め、この意見等をもとに給付の可否を決定します。施術の給付を必要と認めるときは、福祉事務所より施術券及び施術報酬請求明細書を発行しますので、福祉事務所に直接請求をしてください。

なお、施術の給付に関しても、国民健康保険の療養費の支給基準に準じた取扱いですが、例外もあります。詳細については福祉事務所にお問い合わせください。

- (3) 給付可否意見書(施術)の主な取扱いは次のとおりです。

	柔道整復	あんま・マッサージ指圧	はり・きゅう
医師の同意の必要性	必要 ただし、柔道整復師が打撲又は捻挫の患部に手当をする場合及び脱臼又は骨折の患部に応急手当をする場合は医師の同意は不要です。	必要 変形徒手矯正術に係る医師の同意の有効期限は1か月です。	必要
給付可否意見書の提出	3か月を超えて施術を必要とするときは、3か月ごとに給付可否意見書の提出が必要です。	6か月を超えて施術を必要とするときは、6か月ごとに給付可否意見書の提出が必要です。ただし、変形徒手矯正術の場合は毎月給付可否意見書の提出が必要です。	3か月を超えて施術を必要とするときは、3か月ごとに給付可否意見書の提出が必要です。

第7. 指定医療機関・指定施術者の義務

指定された医療機関は、次の事項を守ってください。

1 医療担当

- (1) 懇切丁寧に被保護者の医療を担当すること。(法第50条第1項)
- (2) 指定医療機関医療担当規程(昭和25年厚生省告示第222号)の規定に従うこと。
- (3) 指定医療機関の診療方針及び診療報酬は、国民健康保険の診療方針及び診療報酬の例によること。(法第52条第1項)

2 診療報酬

- (1) 患者について行った医療に対する報酬は、法第52条、指定医療機関医療担当規定及び「生活保護法第52条第2項の規定による診療方針及び診療報酬」に基づき、所定の請求手続きにより生活保護と支援給付を分けて請求すること。
- (2) 診療内容及び診療報酬の請求について知事又は市長の審査を受けること。(法第53条第1項)
- (3) 知事又は市長の行う診療報酬の額の決定に従うこと。(法第53条第2項)

3 指導等

- (1) 指定医療機関は、被保護者の医療について、厚生労働大臣、知事又は市長の行う指導に従うこと。(法第50条第2項)
- (2) 知事又は市長は、医療扶助に関して必要があると認めるときは、指定医療機関の開設者若しくは開設者であった者等に対して、必要と認める事項の報告等を命じ、出頭等を求めることができる。(法第54条第1項)
- (3) 知事又は市長は、当該職員に、関係者に対して質問させ、若しくは当該指定医療機関について実地に検査させることができる。(法第54条第1項)

4 届出

指定医療機関は、名称その他の事項に変更があったとき、又は事業を廃止し、休止し、若しくは再開したときは、10日以内に届け出をしなければならない。又、辞退をするときは、30日以上予告期間を設けて届出をしなければならない。

届出は、所定の用紙に必要事項を記載し、事業所の所在地の生活保護担当課(P11参照)に提出すること。(法第50条の2、第51条、法施行規則第14条及び第15条)

5 標示

指定医療機関は、その業務を行う場合の見やすい箇所に標示(縦12.5センチ、横5.5センチ程度)を掲示すること。(法施行規則第13条)

第8. その他の事項

1 福祉事務所による主治医訪問について

福祉事務所には被保護世帯ごとに担当のケースワーカーがおり、患者の生活指導・相談にあっています。ケースワーカーは、患者の病状・治療見込み・就労の可否等を把握するため、病状調査にうかがう場合があります。

また、平成14年3月22日付け、厚生労働省社会・援護局保護課長通知により、「頻回受診者に対する適正受診指導要綱」が定められています。頻回受診者とは、医療扶助による外来患者(歯科を除く。)であって、把握月に同一傷病について、同一月内に同一診療科目を15日以上受診している者のうち、把握月の通院日数と把握月の前月及び前々月の通院日数の合計が40日以上になる者です。頻回受診者に対する適正受診指導のためのガイドラインに基づいて、ケースワーカーが病状調査にうかがう場合がありますので、ご協力をお願いします。

指定医療機関は被保護者の同意がなくとも、個人情報である被保護者の病状について福祉事務所に回答することができます。(行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第58号)第8条第1項及び個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第23条第1項第1号の「法令に基づく場合」に該当します。)

また、指定医療機関は福祉事務所による患者の病状等に関する調査に協力していただく必要があります。(生活保護法第50条第1項及び指定医療機関医療担当規定第7条)

2 休日、夜間等の緊急時の受診について

休日、夜間等福祉事務所の執務時間外で、保護を受給されている方が、緊急に医療機関に受診する場合は、医療券を持参することができません。このような場合は、被保護者証明書を提示し、後日速やかに福祉事務所へ連絡するよう説明しています。連絡が入り次第、福祉事務所から医療機関へ医療券を送付させていただきますのでご協力をお願いします。

3 社会保険・自立支援医療等他法の優先について

生活保護法第4条において、「その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる」とされており、医療扶助についても社会保険、自立支援医療、感染症予防法等の他法を医療扶助に優先して行うこととされています。他法(自立支援医療等)に該当するかについて、福祉事務所担当者より確認させていただく場合がありますので、ご協力をお願いします。

4 文書料等について

福祉事務所に請求することができる文書料等の上限は次のとおりです。

自立支援医療(精神通院医療)の申請に要する診断書作成料及び手続き協力料	3,000円以内の額 (非課税)
特定医療費の支給認定に係る申請に要する診断書(臨床調査個人票)の作成及び手続協力のための費用(難病の患者に対する医療等に関する法律関係)	5,000円以内の額 ※診断書(臨床調査個人票)の添付書類における、複写フィルムや電磁的記録媒体(CD-R 等)にかかる費用については、それぞれ1,000円以内の額
検診命令(福祉事務所が被保護者の病状を把握する必要があるときに検診を受けるべきを命じたもの。法28条)により検診結果を書面により作成する必要がある場合の文書料	4,720円以内の額 (障害認定にかかるものについては6,090円以内の額)